平成２４年（フ）第１３０号
長野県上田市中野865番地２
破産者　依田　洋子
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第４３号
静岡県御前崎市池新田3239番地の１　村松住宅
破産者　栗原　隆基
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第６９１号
名古屋市熱田区二番２丁目25番５号
破産者　吉岡　　雅
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１９７号
名古屋市中川区中郷１丁目204番地　メゾン廣303号、従前の住所名古屋市中川区東起町５丁目48番地　西垣ハイツ303号
破産者　濵﨑　早苗
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１９８号
名古屋市中川区中郷１丁目204番地　メゾン廣303号、従前の住所名古屋市中川区東起町５丁目48番地　西垣ハイツ303号
破産者　濵﨑　政晴
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４６２号
名古屋市南区堤町２丁目10番地　レオパレス21道徳201号、従前の住所名古屋市南区七条町２丁目29番地の７　グリーンハイツ藤101号
破産者　鬼頭　隆志
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５０号
滋賀県守山市大門町10番地２　ヴィラ守山203号、前住所大津市南郷５丁目12番10―1005号
破産者　丸山　　聡
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１０４号
京都府相楽郡南山城村大字田山小字割尾阪22番地１
破産者　北　　猛
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７２号
京都市左京区静市市原町468―303、住民票上の住所京都市北区雲ヶ畑中畑町45番地
破産者　波多野博哉
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４７２号
兵庫県芦屋市翠ケ丘町23番12号、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町３丁目９番21号
破産者　川島　聡明
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７９８号
兵庫県芦屋市翠ヶ丘町23番12号、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町３丁目９番21号
破産者　川島　裕子
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７号
神戸市兵庫区里山町653―15　里山町テラスハウスＢ号室、住民票上の住所神戸市兵庫区吉田町１丁目18番10号
破産者　石原　芳光
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１３号
岡山県倉敷市下庄1104番地１、開始決定時の住所岡山県岡山市北区今保323番地４
破産者　早川　隆之
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
岡山県倉敷市亀山464番地
破産者　木下　　勝
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３００号
岡山県倉敷市帯高278番地
破産者　竹内　誠司
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第５号
岡山県井原市芳井町川相111番地６
破産者　今井　勝典
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第４６７号
広島市安芸区船越南３丁目３番７号
破産者　玖珂　治男
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６６０号
広島市中区大手町５丁目３番12―805号、開始決定時の住所広島市中区大手町５丁目21番４―602号
破産者　鼻岡　義典
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部